

令和 6 年度 福岡県内部統制評価報告書

令和六年度福岡県内部統制評価報告書について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十六条第六項の規定に基づき、令和六年度福岡県内部統制評価報告書について、監査委員の意見を付けて、別紙のとおり提出する。

令和七年九月八日

福岡県知事 服部 誠太郎

令和 6 年度 福岡県内部統制評価報告書

福岡県知事服部誠太郎は、地方自治法第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

福岡県知事服部誠太郎は、福岡県の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、福岡県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「福岡県内部統制に関する方針」（令和元年 9 月 19 日）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

福岡県においては、令和 6 会計年度を評価対象期間とし、令和 7 年 3 月 31 日を評価基準日として、ガイドラインの「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施いたしました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、全庁的な内部統制は有効に整備及び運用されていましたが、業務レベルの内部統制は有効に整備されているものの、運用上の重大な不備を 2 件把握しました。

よって、本県の財務に関する事務に係る内部統制は評価対象期間において有効に運用されていないと判断いたしました。

4 不備の是正に関する事項

上記 3 の運用上の重大な不備は、県土整備部所管の 1 所属において、令和 5 年度から令和 6 年度の間で以下の不適切な支出が行われていたものです。

- ・ 用地取得事務において、土地の所有権移転登記を行わないまま登記事項証明書及び登記完了証を変造し、補償金の支払を行った。また、検査が完了していないにもかかわらず検査調書を変造し、補償金の支払を行った。
- ・ 用地取得事務において、年度内に物件の移転が完了していないにもかかわらず、翌年度への予算繰越手続を行わないまま補償金の支払手続を行うこととし、国庫補助金の返還及び加算金の支払を生じさせた。

当該運用上の重大な不備が発生した背景には、用地取得事務の進捗管理が徹底されていなかったことや、組織的なチェック機能が不十分であったこと、予算繰越制度に対する理解不足、職員の倫理意識の希薄化といった要因がありました。

こうした不備の再発を防ぐため、用地取得の進捗状況管理表を用いた進捗管理の徹底、本庁による定期的な進捗状況の確認を行うほか、用地職員研修において予算繰越制度の理解向上と倫理意識の徹底を図るとともに、内部統制制度における業務手順書の活用、リスク対応策の作成・実施により各職員における適正な事務処理方法の理解向上や組織的なチェック体制の改善・強化を促すなど、再発防止策を講じております。

令和7年7月15日 福岡県知事 服部 誠太郎

令和 6 年度内部統制評価報告書の審査意見書

地方自治法第 150 条第 5 項の規定に基づき審査に付された令和 6 年度福岡県内部統制評価報告書について、次のとおり意見を付する。

令和 7 年 8 月 2 5 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	渡 辺 美 穂

1 審査の対象

令和 6 年度福岡県内部統制評価報告書（以下「報告書」という。）

2 審査の着眼点

知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から、審査を行った。

3 審査の実施内容

福岡県監査委員監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成 31 年 3 月総務省）」の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に沿って、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を活用した。

4 審査の結果

上記のとおり審査した限りにおいて、報告書の記載内容は相当である。

ただし、報告書の「4 不備の是正に関する事項」記載のとおり、運用上の重大な不備があり、当該不備に対して再発防止策を講じたとされている。今回把握された重大な不備は、県行政に対する県民の信頼を著しく失墜させかねない深刻な問題であり、県においては、今後再び同様の不備を生じさせることのないよう、真摯に再発防止に取り組まれる必要がある。